平成２３年（フ）第２号
兵庫県明石市大久保町西島769番地の12　パレス西江井島205号、旧住所兵庫県加古川市尾上町口里814番地の91
債務者　小坂　秀樹
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３号
神戸市西区玉津町今津361番地の１　県住26―101号
債務者　籔下　　仁
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第４号
神戸市西区玉津町今津361番地の１　県住26―101号
債務者　籔下　久子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
兵庫県豊岡市百合地1155番地
債務者　駒川　千秋
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
鳥取県八頭郡八頭町宮谷101番地５
債務者　小谷まゆ美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７３号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富2485番地
債務者　磯見　大輔
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５７号
島根県安来市伯太町東母里1371番地　御崎団地13―１号、前住所鳥取県米子市皆生５丁目１番25号　201号
債務者　岩﨑　弘和
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５８号
島根県安来市伯太町東母里1371番地　御崎団地13―１号、前住所鳥取県米子市皆生５丁目１番25号　201号
債務者　岩﨑　香織
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７４号
広島県尾道市向島町11681番地５
債務者　綱掛　　操
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
広島県尾道市向島町11681番地５
債務者　綱掛　幸美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
山口市中央１丁目５番11号
債務者　中座　賢子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４１号
山口県防府市岩畠１丁目１番５号
債務者　吉岡　　唯
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
山口県防府市天神１丁目12番24号
債務者　大石　伴恩
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
山口県防府市大字西浦2241番地　県住１棟204号
債務者　岩田　紀子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５８号
山口県下関市関西町10番15号
債務者　西山ゆう子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３８１号
山口県下関市生野町２丁目30番14号
債務者　奥田　由紀
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
山口県下関市王司上町１丁目７番34号
債務者　坪上　智一
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係